

令和3年第2回定例会(令和3年6月29日)

総務企画消防委員会委員長 (阿部 真一 委員長)

去る6月17日の本会議において、総務企画消防委員会に付託を受けました「議第41号 令和3年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分ほか6件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

まず、「議第41号 令和3年度別府市一般会計補正予算(第3号)」関係部分についてであります。

初めに、総務課及び財政課関係では、亀川駅南側市有地等の土地売却収入5,188万5千円を追加計上することに伴い、当該収入を公共施設保全実行計画の財源として、別府市公共施設再編整備基金に積み立てるとの説明がなされました。

委員からの売却までの経緯と地元住民との協議に関する質疑に対し、当局から、亀川駅前広場整備のため取得した土地の残地であり、「亀川地区まちづくり推進協議会」において、出張所の移転候補地として検討された時期に地元住民との協議をしていたことから、今回の売却に当たっては、改めて協議の場を設けてはいないとの答弁がなされました。さらに同委員から、別府市シルバー人材センターがJ Aべっぷ日出亀川駅前支店に移転するように、これからは公共施設マネジメントを推進することに伴い、民間施設の活用もあり得るのかとの質疑がなされ、当局から、土地の処分等に関しては、今後の検討過程において民間施設の活用も議論しながら、決定していきたい旨の答弁がなされた次第であります。

次に、財政課関係では、旧山の手中学校及び旧朝日出張所跡地並びに公設地方卸売市場の今後の利活用方針策定に向け、委託料1,689万4千円を計上し、地域住民への公聴会の開催や民間市場調査等、さらには5月に設置した「別府市跡地等利活用庁内検討会議」での議論を重ね、年度内に基本方針案を策定する旨の説明がなされました。

これに対し、委員から、事業者の決定方法について質疑がなされ、当局から、3カ所を一括し、価格競争による入札を検討しているとの答弁がなされました。また、別の委員からの、利活用方針の方向性は事業者ではなく、行政主導で決定するのかとの質疑に対しは、当局から、方針については地域住民等と協議しながら、行政が主体となって策定し、事業者には市場調査や資料作成等の支援を願うものであるとの答弁がなされました。これを受け同委員から、地域住民のみならず、全市民が関心のある跡地であるため、多くの意見を聞きながら取

り組むよう要望がなされた次第であります。

続きまして、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、自治連携課及び防災危機管理課関係では、コミュニティ活動に必要な自治会公民館の備品や自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に対する助成金を、また、消防本部関係では、少年消防クラブなどが火災予防の普及啓発等で使用する物品の購入費をそれぞれ計上しているとの説明がなされました。

委員から、自主防災組織に対する助成の決定基準について質疑がなされ、当局から、モデル地区として防災訓練を実施した組織に対し助成しており、昨年度は亀川地区に、今年度は境川地区に交付するものであるとの答弁がなされました。その他、別の委員から、自治会への助成に関し、事業の広報に努めるよう要望がなされた次第であります。

以上の予算議案の採決におきましては、当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、2件の条例議案についてであります。

初めに、「議第43号 別府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について」では、番号利用法の一部改正により、情報提供ネットワークシステムを設置し、管理する者が改められたこと等に伴い条例を改正し、また、「議第44号 別府市税条例の一部改正について」では、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、個人住民税の算定における扶養親族の範囲が見直されたこと等により、条例を改正するものである旨の説明がなされた次第であります。

続きまして、4件のその他議案のうち、「議第50号 旧慣による公有財産についての権利を廃止することについて」では、市有地の売却に伴い、採草権を有する湯山採草組合に対し補償金を交付し、当該市有地の旧慣を廃止しようとするものであるとの説明がなされました。

最後は、3件の「市長専決処分について」であります。

まず、「議第52号」及び「議第53号」では、地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、環境負荷の少ない自家用電気自動車等に対する軽自動車税の種別割の軽減措置を令和4年度の取得まで延長することや、固定資産税の評価替えにより、令和5年度までの土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置などのため「別府市税条例」、「別府市都市計画税条例」等の一部改正を、また、「議第54号」では、人事異動に伴い、「固定資産評価員の選任」をそれぞれ市長において専決処分したことに伴い、議会に報告し、その承認を求めるものである旨の説明がなされました。

以上2件の条例議案及び4件のその他議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく原案のとおり可決・承認すべきものと決定

した次第であります。

以上で、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果の報告を終わります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。